

四日市市告示第 1 8 0 号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成 3 1 年 3 月 3 1</u> <u>日</u> 限り、 <u>その効力を失うものとする</u> 。ただし、市長は、有効期限までに第 2 1 条に基づく補助金の評価を行い、当該補助金を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な処置を講じるものとする。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成 2 8 年 3 月 3 1</u> <u>日</u> 限りその効力を失うものとする。ただし、市長は、有効期限までに第 2 1 条に基づく補助金の評価を行い、当該補助金を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な処置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（市民文化部市民協働安全課）